

鹿児島空港における外国往来機と陸地との交通場所等を指定する公示

(昭57. 4. 1 公示)

(平 元. 12. 15 変更)

(平14. 8. 27 変更)

(平17. 11. 7 変更)

(令 4. 2. 17 変更)

1 外国往来機と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
鹿児島空港	<p>(出 国)</p> <p>鹿児島空港国際線ターミナルビルディング2階税関出国検査場、出国審査ブース、出国待合室を通りオーバーブリッジを経てスポットNo. 1、No. 2、No. 3、No. 4、No. 17、No. 18に駐機する外国往来機に至る通路</p> <p>(入 国)</p> <p>スポットNo. 1、No. 2、No. 3、No. 4、No. 17、No. 18に駐機する外国往来機から鹿児島国際線ターミナルビルディング、オーバーブリッジを通り、入国審査ブースを経て1階税関入国旅具検査場に至る通路</p> <p>鹿児島空港国際線ターミナルビルディング出発便並びに入国便の荷さばき場からスポットNo. 1、No. 2、No. 3、No. 4、No. 17、No. 18に駐機する外国往来機に至る通路</p> <p>鹿児島空港ビジネスジェット専用施設からスポットNo. 1、No. 2、No. 3、No. 4、No. 17、No. 18に駐機する外国往来機に至る通路</p>	鹿児島県霧島市溝辺町 鹿児島空港内	<p>出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者が交通する場合に限る。</p> <p>入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者が交通する場合に限る。</p> <p>貨物及び機用品並びに携帯品の積卸と航空機の整備等の業務に従事する場合に限る。</p> <p>出入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者が交通する場合に限る。</p>

2 貨物の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
鹿 児 島 空 港	スポット No. 1、No. 2、No. 3、No. 4 No. 17、No. 18	鹿児島県霧島市溝辺町 鹿児島空港内	